

金融危機と会計

—会計の進化?—

会計基準の強化—進化か？

何事にも背景があり、会計ルール of 制度化も例外でない。その背景を度外視して、制度化された、つまり出来上がったルールのなかだけの学習では本当の理解に至らない。その背景の一つに、社会経済問題という制度化への大きな契機（きっかけ）がある。すなわち、これまで会計基準は何らかの社会経済問題が起こるごとに強化されてきたといえる（逆に緩和のケースもある）。その点でいえば、会計の内在的な要請というより、経済問題や不祥事など外からの要請が働いてきたわけだ。監査もしかりである。

例えば、1997年のアジア危機→G7などによる国際会計基準の整備、2002年のエンロン事件→悪用された簿外の特別目的会社（SPC）の連結対象化が挙げられるが、それらはいずれも簿外の金融活動のオンバランス化で共通する。アジア危機では不透明な財務内容が投資マネーの逃げ足を速めたわけだが、一国が破綻するケース（アイスランド）に象徴されるように、それは今回の金融危機でも同様だ①。

要は、不透明な情報開示→透明性の規制強化→会計基準の強化、これが基本にある。だが、それが会計基準の「強化」であっても、会計の「進化」となると話は別だ。何を基準にしてそう言えるか、これが問われるからだ。その点で、簿記会計の「原点」は記録（証拠性）と管理責任にあるが、それは今日の情報開示（情報性）を強く志向する会計と明らかに異なるといえる②。

進化のあり方—計算と開示

大切な点は、情報開示と会計（記録）計算とをいっしょにしない（混同しない）こと、「開示」の強化と「計算」の進化とは別だということである。かりに開示の会計ルールと

計算の会計ルールとをいっしょにして「進化」と言われると、ちょっと待ってくれよと言いたくなる。両者は、同じく会計基準であっても、本来的に性格を異にしているからである。

今日の会計に特徴的なことは、情報開示志向が全面に強くでてきている点（開示>計算）にある。同じく会計ルールであっても、「計算」にかかわる基準と「開示」にかかわる基準があるわけだが、従来、会計基準の基本ないし中心は前者であったといえる。それが、今日、後者のルールの要請が相対的に高まっているわけで、先の簿外の金融活動にも見られるように、実物経済よりも金融経済、とりわけその多様化・高度化・複雑化がその基礎にある。そこに、投資先の実態が見えにくい（不透明）→投資家の不信感→会計情報の開示強化、という構図が浮かび上がる。そして、今日の会計問題を理論上やっかいなものにしているのは、その情報開示の規制強化が単なる開示ではなく会計認識の問題につながっていることである。この点は今日の企業会計の変容を見る一つの論点といえる③。

重要な点は、それが端的には資本・利益計算の進化（再構築）ではなく、投資家向けの



リスク情報の開示という情報開示面での基準強化であるという点である。会計の進化のあり方や方向は、その「会計」自体をどう見るかによって異なるのである。ちなみに、投資家向けのリスク情報の開示が必ずしも「会計」に固有のものではないことは、例えば（一昨年）国土交通省が不動産の証券化商品の市場拡大を受けて、その時価算定の情報開示を強化したことを見ればよい。ともかくも、ここでは会計というより、資産のある種の評価鑑定とその開示が会計・監査の名のもとで要請されているといえる(4)。

先に会計の進化のあり方や方向は、その「会計」自体をどう見るかによって異なると述べたが、このことは端的には進化かどうかの基準に「企業会計原則」をもってくるとはつきりする。「企業会計原則」での個々の規定は、すべて適正な期間損益計算という目的に収斂しており、そこにリスク開示は出てこない(5)。

だが、今日のグローバルな資本市場を中核に据えた投資家本位の情報開示志向会計は、その会計原則の延長上にもなければ、ましてその「進化」の過程とは性格を異にするといえる。

時価情報開示の強化と拡大—すべては投資家の目線

日本の対策も、金融安定の国際協調という点で共通する。例えば、企業会計基準委員会は「金融商品に関する会計基準」を改訂し、時価情報の開示拡大を定めている（平成20年3月10日）。ここでも、その背景が重要だ。

すなわち、「金融取引を巡る環境が変化」する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品についてその状況やその時価などに関する事項の開示の充実を図るため、改正会計基準等を公表することとした（傍点は引用者）と記している。金融危機→時価情報に対するニーズの拡大→開示の充実、これである。

特に、金融商品の「状況」に関する注記事項（もう一つは「時価」に関する事項）として4項目が挙げられているが、そのなかでリスク管理体制に関する情報開示は極めて今日的だ。こうした事項が財務諸表の記載対象になる点は、つまり会計ルールの対象になる点は、今日の情報会計のあり方の一端——財務諸表がリスク情報の開示の場となる——を浮き彫りにしている。そして、すべては投資家の目線の徹底、これがその基礎にある。

(注)

- (1) 投資マネーの流れと国際会計基準については筆者のHP「時事会計教室」No.36「国際会計基準の世界浸透—EUの枠を超えて—」参照。
- (2) 「証拠性」と「情報性」については、拙著『変貌する現代会計』（日本評論社、2008年）213—214頁参照。
- (3) 前掲拙著第6章（109頁）、第7章（125頁）参照。
- (4) この点は、例えばG7が世界の金融危機を受けて、証券化商品の市場価値の開示にあたり監査法人に資産価格評価のガイドラインの策定を求めている点にも見出せる。
- (5) この点は、拙稿「『企業会計原則』が出てこないわけ」（『週刊経営財務』2009年1月12日号）に通じる。

プロフィール

大阪大学大学院経済学研究科博士課程修了。博士（経済学、商学）。

駒澤大学経済学部教授、大阪市立大学名誉教授。カーネギーメロン大学客員研究員、クイーンズランド工科大学客員教授、放送大学客員教授（TV「現代の会計」担当）。

公認会計士第2次試験委員、税理士試験委員を歴任。

【主要著書】『経営情報と簿記システム（4訂版）』（森山書店、日本簿記学会賞）『キャッシュ・フロー簿記会計論（3訂版）』（森山書店）、『時価会計の基本問題』（中央経済社、日本公認会計士協会学術賞）、『変わる社会、変わる会計』（日本評論社）、『変貌する現代会計』（日本評論社）他。

【HP】 www.komazawa-u.ac.jp/~ishikawa/profile.htm